

令和5年 滑川町農業委員会 第6回総会 議事録

召集月日	令和5年6月16日(金)				
開 会	令和5年6月26日(月) 午前9時30分				
閉 会	令和5年6月26日(月) 午前10時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	5番	高柳幸夫	6番	田幡只夫	

第 6 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 23 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 24 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 25 号	滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第 5	議案第 26 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定）
日程第 6	議案第 27 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 7	議案第 28 号	農地法第 4 条（届出）について
日程第 8	議案第 29 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和5年第6回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告ですが、農業委員、農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年度第6回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

田植えの方も見るところ、ほぼ終了して、まだ一部の方が少し残っているのかなと思うところです。今年は田植えの時期に大変雨が降りまして、沼の水をほとんど出さないで田植えができたと聞いております。私ももう〇〇〇に75年居ますが、今まで沼の水を田植えに出さないで済んだのは、初めてではないかと思えます。今年は気候の変化で天災等色々な事が起こらないよう期待します。昨日も草刈をして沼を見ましたら、沼水がオーバーフローして流れていました。例年だと植え付けしている時期は田んぼの水が足らず困っていることが多いのですが、今年は堀に沼水が流れています。そういう状況の中、皆さんの植え付けができ良かったと思えます。昨日、沖縄では梅雨が明けたとのこと。今週末の土曜日はもう7月となりますが、太陽が出てくると相当暑い日になります。十分健康管理をして熱中症とかにならないようにしていただければと思います。

また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思えますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑

川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第6回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号5番高柳委員、議席番号6番田幡委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第23号「農地法第3条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第23号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、合計545㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第23号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、545㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模拡

大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

- 議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。
- 10 番 4班班長 10番金子でございます。現地調査を6月24日土曜日午前8時から農業委員5名、推進委員2名合わせて7名にて行いました。4班の皆様には、貴重な梅雨時の晴れ間の調査にご協力を本当にありがとうございました。詳細のご報告は、赤沼委員さんからお願いいたします。
- 9 番 4班9番、赤沼です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。班長から説明がありましたが、6月24日土曜日に申請地の現地確認を行いました。土地の所在等については先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。申請地の位置は〇〇〇の入口を左折しまして約×××km先の〇〇〇、〇〇〇のところの信号を右折しまして約×××m先の右側の畑です。申請の内容は自宅と地続きの畑を取得して長く耕作したいというものであります。申請の理由については、理由書に基づきまして説明いたします。私は夫と2人で祖先からの土地を約40年以上の間耕作してきました。今般、譲渡人の□□□様より人手不足により本件土地を耕作できないので、本件土地の隣接地の居住者である私に本件土地を譲り渡したい旨のお話をいただきました。私としましては、本件土地は居住地と地続きであることを考え、夫婦共々高齢になり遠くの畑を耕作するのが困難になってくるのは確実であり、この土地を取得できた場合は耕作するには非常に便利であり、長く工作できること、そして、将来的に見ても利用価値が高いこ

とが考えられるので、それが本件土地の農地法3条申請の理由です。このような内容になっております。申請者の□□□さんは進入路等がなくて耕作できない非耕作地を除いて、野菜を中心に約25aほどの農地を耕作管理しています。農作業についてはご主人と2人で行っている状況でございます。それから、農機具についてはトラクター1台、耕運機1台、草刈機1台を所有しております。申請地は、□□□さんの自宅に面した地続きのところにあります。今後のことを考えて、耕作に便利な近くの畑で長く農業を続けたいということであります。従いまして本案件につきましては、特に問題はないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○担当推進委員の□□□です。確認したところ□□□さんのところは畑が9筆、田んぼが1筆、合計10筆ですが、その農地に関しては、管理および作付けをしている確認が取れていますので、特に問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり議案第23号番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第23号番号1については、申請のとおり許可と決定致しました。以上で日程第2の審議を終わります。

議 長 日程第3議案第24号農地法5条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第24号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は1件、352㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させて頂きます。議案書は2頁、図面は議案第24号資料1-①から④と記載されているもの

をご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、25㎡同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、327㎡、合計2筆、352㎡になります。農地の区分は10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××号室、□□□様となります。申請事由ですが、使用貸借権20年を設定し、自己用住宅を建築したいため、転用をしたいという申請となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

- 議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。
- 12 番 3班班長12番宮島です。6月24日土曜日午前8より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。詳細につきましては、〇〇〇地区担当委員の西澤委員に説明をお願いいたします。
- 8 番 3班8番西澤です。担当委員として説明いたします。まず場所ですが〇〇〇の信号を〇〇〇方面に向かい〇〇〇を左折、そのまま進み、〇〇〇を過ぎて×××mほど進んだ左側になります。こちらに理由書がありますので、読ませていただきます。現在私も家族は〇〇〇市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、子供が生まれて家財道具も増えたことや、いつかは自分の家を持ちたいと思い、戸建て住宅の建設を計画しました。実家に近いことを条件で緑豊かな広々とした環境で子育てしたいとの夫婦の考えのもと、実家から比較的近所で建設地を探しました。建設地候補として検討した土地は以下のとおりです。〇〇〇町大字〇〇〇

×××番地×××は、住宅地ですが希望の広さを確保できませんでした。〇〇〇町〇〇〇×××番地×××は、道路付が悪く傾斜地であり、車の出入りが困難なため建設地として断念しました。市街化区域、次に市街化調整区域で建設できる土地を探しましたが、希望に沿った土地がなく、実家の父と祖父に相談したところ、申請地を建設地として使用する承諾を得ました。申請地は実家から近く、将来的な介護等も見据えると、行き来がしやすく便利であります。埼玉県比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、×××番地×××は農地のため、農地転用許可を申請いたします。また、実家の父が滑川町の市街化調整区域内に 20 年以上住んでおり、長期居住者に該当するため、同時に開発許可を申請いたします。以上が理由書になります。□□□氏が所有する農地を孫である□□□氏が、20 年の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建設するための申請です。申請書には建設計画書、排水計画書が添付されており、排水は集落排水に接続、雨水につきましては敷地内処理となっております。付近へ被害を及ぼさないよう十分に注意し被害が生じた場合、□□□氏が責任をもって対処していただけることになっております。資金計画書につきましては事務局にて確認しているとのことです。調査の結果、この転用申請はやむを得ないと考えられます。以上になります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。周辺農地については、耕作農地が広がっており、住宅建築は注意すべき箇所と考えますが、申請地は、東側と北側が斜面の道路で、隣地は宅地と分筆した畑になっております。住宅を建てる場所が、傾斜地なので、切土盛土で設置しますが、それによって周辺の農地に与える影響はほとんどないと考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いしま

す。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第 24 号番号 1 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 3 議案 24 号は以上となります。

議 長 日程第 4 議案第 25 号滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局より議案第 25 号滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを説明いたします。議案書の 3 頁及び議案第 25 号資料をお手元にご用意ください。制度の詳細及び案件の説明については、産業振興課の農林商工担当が行いますので、宜しくお願い致します。

町 担 当 はい、皆様、改めましておはようございます。産業振興課、農林商工担当の吉野と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。内容といたしまして、議案第 25 号、滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見につきまして、25 号の資料に基づき、説明をさせていただきます。皆様既にご存じの通り、農業振興地域の変更、いわゆる、除外と言われるものでございます。除外とは何かと申しますと、農業振興地域整備計画の中にある、滑川町の将来にわたって残していかなければならない最も重要な農地であるということで解釈をしております。そこを農地以外のものにしたいという申請がございまして、今回 1 件の事案が出てきております。なぜ、農業委員会の皆様に、お話をするのかといいますと、先程ありました通り、委員会の同意を頂きたく、この席に説明に参った次第でございます。それでは、早速でございますが事案番号 1 につきまして、所在地、地目、面積等を説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。まず、所在地でございますが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部でございます。地目

につきましては、登記簿、現況とも畑でございます。面積につきましては、499 m²。所在の目的につきましては、専用住宅を新規に計画したいというお話でございます。土地所有者につきましては□□□さん、事業計画者につきましては、□□□さんのお孫さんでございます□□□さんでございます。そちらに書いてございます、必要性・適当性・非代替性、農業利用への支障、この辺りにつきましては、まず要件を満たしているということで確認ができてございます。農業に対する支障は無いと産業振興課の方では考えてございます。一枚めくって頂きまして、場所の方でございますが、○○○線を北に進み、○○○の手前○○○に向かう信号を左折、町道×××号線を西に約×××キロメートル進み、右折、町道×××号線を北に約×××m進み右折、町道×××号線を東に約×××m進んだ左側の土地が申請の場所になっております。こちらの方に新しく専用住宅を建設したいという申請が出てございます。説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。ただいま、担当の吉野副課長より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

10 番 10 番金子です。申請者は地元の方ですか。

町 担 当 はい、事業計画者の□□□さんでよろしいですか、現在は○○○に住まわれていますが、地元で生まれ育ち今回計画に至った方です。

10 番 10 番金子です。地元関係の方なら問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。それではないようですので、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 25 号については、申請内容を承認とし、農業委員会として「異議なし」として、滑川町長に意見を送

付いたします。議案第 25 号の審議を終わります。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題と致します。本議案につきましては、3 名の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体説明をして頂き、その後、該当委員にご退席頂き審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様、宜しいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

議 長 それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 26 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 26 号資料をご用意ください。それでは表紙を 1 枚めくってください。今回は 27 筆 51,843 m²となります。内訳は 3 年賃借 17 筆 33,776 m²、6 年賃借 4 筆 6,586 m²、10 年賃借 5 筆 6,573 m²、その他賃借 1 筆 4,908 m²となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議を宜しくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。まず整理番号 28 番から 46 番までを除いて審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それではないようですので、この件について、計画案に承認す

ることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件につきましては、計画通り承認することに決定いたしました。

議 長 それでは続いて該当委員さんがおりますので、28番の該当委員さんは退席をお願いします。

この件につきましてご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか、それではないようですのでこの件につきまして計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認することに決定します。退席委員は帰席をお願いいたします。

議 長 続きまして整理番号 29 番の審議を行いますので、該当委員はご退席をお願いします。それではこの件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。それではないようですのでこの件につきまして計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認することに決定します。退席委員さん、帰席をお願いいたします。

議 長 続きまして整理番号 30～46 番の審議を行いますので、該当委員はご退席をお願いします。それではこの件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。それではないようですのでこの件につきまして計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認することに決定します。退席委員さん、帰席をお願いいたします。

議 長 すべての審議が終わりました。議案第 26 号については、すべて計画通り承認することに決定致しました。日程第 5 は以上になり

ます。

議 長 日程第6、議案第27号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第27号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の5頁から6頁、議案第27号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、12,187㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。番号1、所在地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、1,116㎡外28筆、田畑合計12,187㎡になります。位置については議案第27号資料1をご確認ください。届出者ですが○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは議案第27号の質疑を終了いたします。日程第6は、以上となります。

議 長 日程第7、議案第28号「農地法第4条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第28号「農地法4条(届出)について」をご説明いたします。議案書の7頁、議案第28号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は1件、381㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は滑川町○○○×××番×××、畑、381㎡になります。位置については議案第28号資料をご確認ください。届出者ですが○○○町○○○×××番地×××、□□□様

です。届出事由は所有権により長屋住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは議案第 28 号の質疑を終了いたします。日程第 7 は、以上となります。

議 長 日程第 8、議案第 29 号「農地法第 5 条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 29 号「農地法 5 条(届出)について」を説明致します。議案書の 8 頁、議案第 29 号資料 1 と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 1 件、478 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、478 m²になります。位置については議案第 29 号資料をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、アパートの駐車場としてする為、転用したいというものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは議案第 29 号の質疑を終了いたします。日程第 8 は、以上となります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 5 年第 6 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

した。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 お忙しい中ご出席いただき慎重審議をありがとうございました。これを持ちまして令和5年第6回総会を閉会いたします。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年7月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 高 柳 幸 夫

署名委員 田 幡 只 夫